

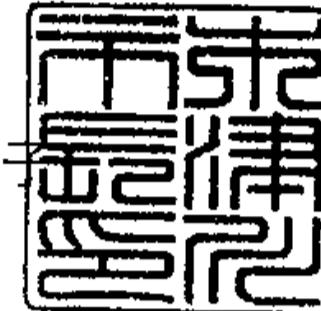


9木財第261号

平成29年7月13日

木津川市行財政改革推進委員会  
会長 澤井 勝 様

木津川市長 河井 規子



### 第3次木津川市行財政改革大綱について（諮問）

木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

#### 1. 諒問事項

第3次木津川市行財政改革大綱の策定に関するこ

#### 2. 諒問趣旨

本市では、国の地方分権・地域主権改革に伴う市町村の責任と事務の増大、経済情勢の急激な変化等、自治体を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成25年度から29年度までを計画期間とする第2次木津川市行財政改革大綱を策定し、取り組みを進めできました。

そして、この間の行財政改革の取り組みにおいては一定の効果が見られ、普通交付税合併算定替の終了という課題を抱える本市においては、必要な取り組みであったと認識しています。

しかし、全国的に人口減少・少子高齢化が加速する中、現在は人口増加が続いている本市においても、中長期的な情勢を鑑みると避けることのできない状況であり、より厳しい行財政運営となることが見込まれます。

そこで、持続可能な行財政基盤を築き、未来の世代に引き継ぐために、第3次木津川市行財政改革大綱を策定する必要があるものです。